

大分市立高田小学校 いじめ防止基本方針

令和8年度

いじめをおこさせない・許さない

早期発見・早期解決・再発防止

あなたも大切 わたしも大切 みんなが笑顔の高田小

項 目

1. 「いじめ防止基本方針」(基本方針策定の意義と内容)

2. いじめに対する共通理解
 - (1) いじめの定義
 - (2) いじめ防止の基本的な考え方・姿勢

3. いじめ防止の基本的な方向と取組
 - (1) 指導体制・組織
 - (2) 年間指導計画

4. いじめ防止の措置
 - (1) いじめの予防(いじめをおこさせないために)
 - (2) いじめを早期発見・早期解決するために
 - (3) いじめ発生時の取り組み
 - ① 組織的対応の流れ
 - ② 児童・保護者への対応

5. 重大事態への対応

6. ネットいじめの対応

7. 保存について

8. いじめ・不登校対応マニュアル
 - 「いじめ防止対策指導及び組織図」
 - 「重大事態対応フロー図(学校)」

1. 「いじめ防止基本方針」(基本方針策定の意義と内容)

「いじめは、どの学校にも、どの学級にも、どの児童にも起こりうる」という基本認識の下、すべての児童が安心・安全に、豊かな学校生活を送ることができるよう「いじめ防止基本方針」を策定した。いじめに対する職員の共通理解を図り、全職員でいじめの撲滅や早期発見、早急な解決を図るために学校全体で取り組んでいく。なお、この基本方針は毎年確認し、必要に応じて改定を行うものとする。

2. いじめに対する共通理解

(1) いじめの定義

いじめとは、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍している学校に在籍しているなど当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的または物理的な影響を与える行為（ネットいじめ、ラインはずし等も含む）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの。」とする。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。

(『いじめ防止対策推進法第2条』)

いじめの判断は、表面的・形式的に判断できるもの・するものではなく、いじめられた側の心の痛み等にたって考えることが大切である。

これらの「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが重要なものや児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような直ちに警察に通報することが必要なものも含まれる。これらについては、教育的な配慮や被害者の意向への配慮のうえで、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応に取り組むことが必要である。

○ 具体的ないじめの態様 (例)

- ・ 悪口や脅し文句、冷やかしやからかい、嫌なことを言われる。
- ・ 仲間外れや集団による無視をされる。
- ・ ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- ・ 金品をたかられる。
- ・ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ・ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ・ インターネットやスマートフォン、SNS等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。 等

(2) いじめ防止の基本的な考え方・姿勢

いじめはどの子にも起こりうる、どの子も加害者にも被害者にもなりうるという認識の下、児童の尊厳が守られ、児童をいじめにむかわせないための未然防止に、全職員が取り組むことから始める必要がある。

いじめ防止のための基本姿勢として、以下の3つのポイントをあげる。

- 1 いじめをしない、させない、許さない、見過ごさない雰囲気づくりに取り組む。
- 2 児童一人一人の自己有用感を高め、自尊感情を育む教育活動を推進する。
- 3 いじめの未然防止・早期発見・早期対応・再発防止に、全職員で組織的に取り組む。

3. いじめ防止の基本的な方向と取組

(1) 指導体制・組織

① 指導体制

- ・児童に関する情報を教職員全体で収集し、情報を共有する。
- ・指導における具体的な行動基準を確認する。
- ・一部の教員のみ負担が偏らないようにする。
- ・随時、取り組みを見直し修正する。

② いじめ防止のための学校組織「いじめ防止対策委員会」を設置

目 的 学校におけるいじめの防止、いじめの早期発見及びいじめの対処等に関する措置を実効的かつ組織的に行う

構 成 校長、教頭、教務主任、学年長、生活指導主任、学級担任、養護教諭
※状況に応じて……SC、SSW、関係職員

取り組み ・学校いじめ防止基本方針の作成・改定
・年間指導計画の作成
・校内研修の企画・立案
・いじめが疑われる案件の対応
・情報収集及び情報共有
・関係機関との連携

〈緊急時のいじめ防止対策委員会〉

目 的 いじめ事案発生時の対応を組織的に行う

構 成 校長、教頭、教務主任、生活指導主任、担任、学年部
※状況に応じて……養護教諭、SC、SSW、関係職員

取り組み ・いじめ事案についての情報共有
・事実確認の調査方法、分担の決定
・指導や支援の体制・対応方針の決定

③ 職員会議

目 的 共通理解・連携協力・多面的なアプローチ

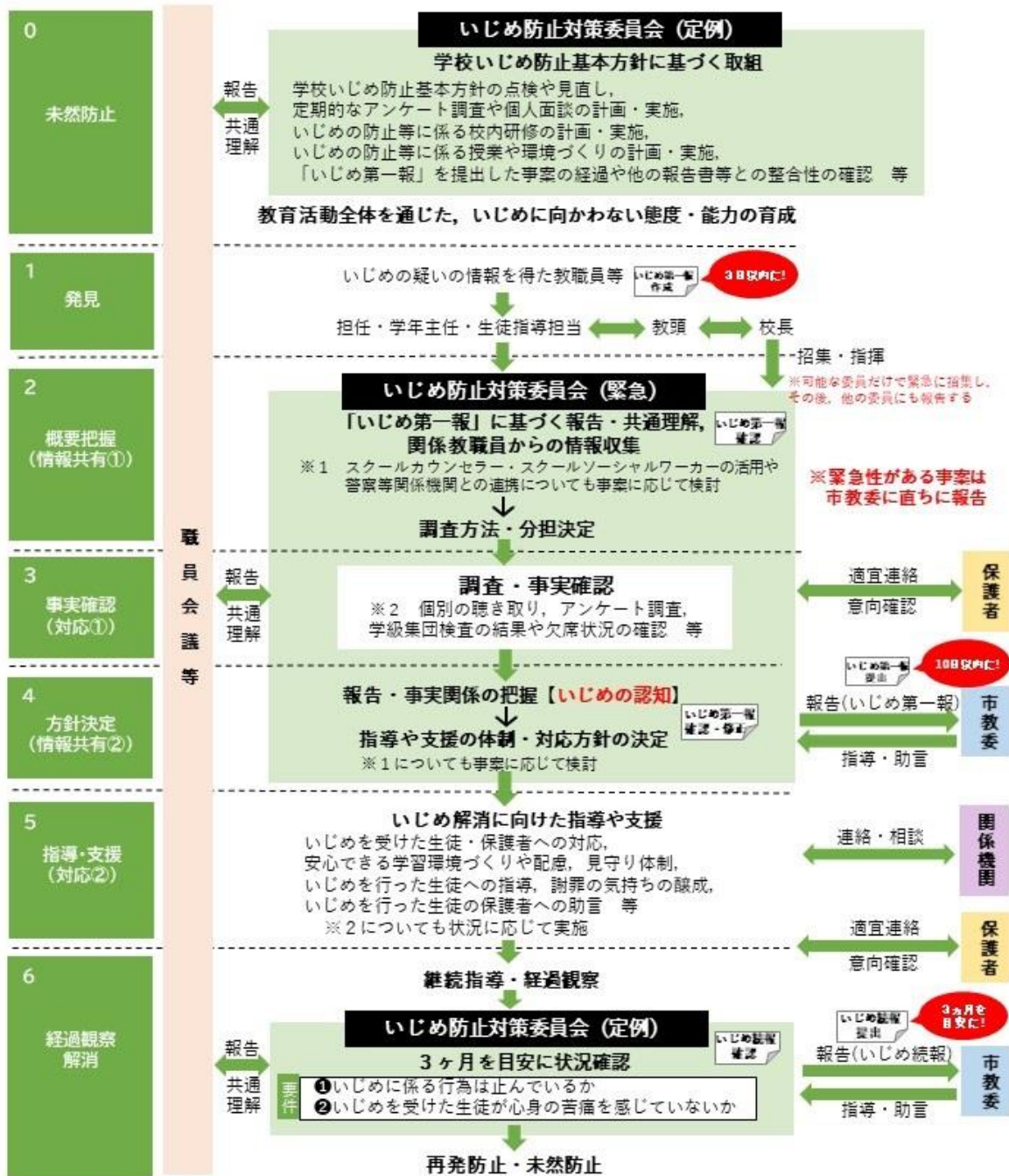
取り組み ・気になる児童の情報交換・対応の共有
・研修会（学校いじめ防止基本方針の活用、カウンセリング研修等）
※研修後、管理職はいじめ対応の理解度を把握し、今後の改善に繋げる

④ 学年会

目 的 事実関係の把握

取り組み ・学年部全体での多面的、多角的な情報交換（引継ぎシートの活用）
・いじめ（生活）アンケートの実施
・二者面談の実施

対応の基本的な流れ（全体図）



- ◇ 上記は、対応の在り方の例を示しているものであり、事案の状況に応じて適切に対応する。
- ◇ いじめを受けた児童及び保護者に対しては、当該児童を徹底して守り通すことを伝えるなど、心のケアに努めるとともに、保護者に今後の対応について説明し、理解を得る。さらに、その後も児童の学校生活の様子や学校の対応について、適宜に情報提供していく。
- ◇ いじめの解消については、「いじめの防止等のための基本的な方針」による2つの要件（①・②）に基づき、いじめを受けた児童及びその保護者に確認して慎重に判断し、解消と判断した後も再発防止に努める。

(2) 年間指導計画

	取 組	教職員研修等
4月	<ul style="list-style-type: none"> ・教室開き ・仲間づくり ・エンカウンターなどの実践 ・相談窓口の開設と案内 ・教育相談調査→面談（年間随時） 	研修：いじめ防止基本方針について 毎月：校内いじめ防止対策委員会 毎月：各学年児童の実態交流→課題設定 →取り組み→ふり返り（生徒指導部）
5月	<ul style="list-style-type: none"> ・hyper-QU ・いじめをなくすための啓発強化週間 ・生活アンケート調査（毎月） 	研修：いじめ問題・不登校対策について 児童理解について
6月	<ul style="list-style-type: none"> ・防災訓練 ・人間関係づくりプログラム開始 （児童会 隔週） ・6年修学旅行 	研修：交通事故防止推進
7月	<ul style="list-style-type: none"> ・人権学習 	研修：事例研究
8月	<ul style="list-style-type: none"> ・平和学習 	研修：仲間づくり hyper-QU
9月	<ul style="list-style-type: none"> ・夏休みの成長を認め合う活動 ・二学期の目標を認め合う→励まし合う 	
10月	<ul style="list-style-type: none"> ・アンケート、教育相談 ・運動会 ・5年自然の家宿泊体験学習 	
11月	<ul style="list-style-type: none"> ・情報モラル講座（親子） ・hyper-QU ・道徳授業 	
12月	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめをなくすための啓発強化週間 ・人権学習 	研修：いじめ問題 事例研究
1月	<ul style="list-style-type: none"> ・新年（新年の抱負） ・互いを認め合い、励まし合う仲間づくり 	研修：hyper-QU
2月	<ul style="list-style-type: none"> ・4年10歳の記念式 	研修：成果と来年度の方針
3月	<ul style="list-style-type: none"> ・卒業式、修了式 ・学級お別れ会 	

※学年に応じた情報モラル教育の授業及び講座を適宜開催する。

4. いじめ防止の措置

(1) いじめの予防（いじめをおこさせないために）

いじめの未然防止の基本は、「児童の周囲の人間との信頼できる関係づくり」と「安全・安心な学校生活」、そして「学習や行事に主体的に参加できるような集団づくり」が大切になる。

①いじめを生まない人間関係づくり

- 仲間づくりの推進（学級・学年・学校全体での支持的風土づくり）
- 規範意識、規律ある学校生活づくり（学習・生活のきまり）
- 児童会活動の活性化（自治力を育成する）
- 教育活動を通じて、自己有用感を実感させる
- 年度当初に「いじめ防止基本方針」概要を周知

②人権意識と生命尊重の心の育成

- 道徳教育の実践（道徳的実践力の育成：生命尊重・情報モラル）
- 人権教育の実践（人権侵害を許さない心・講演会や参加型体験授業の開催）
- 人間関係づくりプログラムの活用

③保護者や地域の方への働きかけ

- 学校ホームページ等による「学校いじめ防止基本方針」の周知・啓発
- 年度当初の学級懇談会等で、「学校いじめ防止基本方針」の説明を行う。
- オープンスクールの開催
- ネットいじめやいじめの未然防止に関しての研修会を実施

(2) いじめの早期発見・早期解決するために

I. 些細な変化に気付く	II. 情報の共有	III. 速やかな対応
--------------	-----------	-------------

① 早期発見のために

- ・「いじめはどの子にも、その学校にも起こりえる」という意識をもつ
- ・いじめられている子の立場に立つ

② いじめに係る情報収集

- ・日頃から「観察」「情報収集」に心がける。

観察：授業だけでなく、休み時間・給食時間・そうじ時間等にも子どもに声をかけ、子どもの様子に注意をはらう。

情報収集：保護者・地域から気軽に相談できる関係を築き、情報の収集に努める。

- ・定期的な面談（教育相談）
- ・学年会や小中連絡会での情報交換及び共通理解（児童生徒支援引継ぎシート）

③ 教育相談の実施

- ・気軽に相談できる雰囲気づくり
- ・SC やSSW の利用や各種関係機関等との連携（いじめ一報・いじめ続報による報告相談）

④ いじめ実態調査の実施

- ・児童の状況や教職員の指導方法を客観的に把握

(3) いじめ発生時の取り組み

①組織的対応の流れ

- 発見 … 緊急時は発見者が即時に対応する。被害児童の安全確保を行う。
管理職・担当学年部に報告する → 学校いじめ対応一覧に記載する（担任）
→いじめ一報の作成（担任）
- 情報共有 … いじめ防止対策委員会（緊急）、生活指導主任
調査方法・分担の決定
- 事実確認 … 教務主任、学年部 → 個別の聴き取り・アンケート調査
欠席状況等の確認
- 方針決定 … いじめ防止対策委員会（緊急）、生活指導主任
報告・事実関係の把握（いじめの認知）→ いじめ一報の提出
- 指導・支援 … 担任、学年部、SC、SSW、生活指導部
いじめ解消に向け指導や支援
- 再発防止の取組… 担任、学年部、教務主任、生活指導主任、指導支援、SC、SSW

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">・いじめられた児童・保護者に対する支援を行う。・いじめた児童への指導とその保護者への助言を行う。・いじめに関係した児童全員に継続した情報収集を行う。・「いじめ続報」（3ヶ月後）を市教委に提出する。 |
|---|

※被害児童及び加害児童について、日常的に注意深く観察する。

- 解消経過観察 … 担任、学年部、児童支援、いじめ防止対策委員会
3ヶ月を目安に状況確認→いじめ続報の作成・提出

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">・いじめ解消の目安
「いじめに係る行為は止んでいるか」
「被害児童が心身の苦痛を感じていないか」 |
|--|

- 保存・保管 … 関係文書およびデータを卒業後5年間保管する。
引継ぎシート、いじめ一報・続報、関係アンケート、QU等

②児童・保護者への対応

○いじめられている児童への対応

教師の対応	共感的に受け止める姿勢で対応
伝えること	<ul style="list-style-type: none"> ・学校として「何としても守る」という姿勢を示す。 ・プライバシーの保護に十分に配慮する。
確認すること	<ul style="list-style-type: none"> ・身体への被害状況（負傷している場合は病院での診療状況） ・金品への被害状況 ・警察への被害申告の意思 ・カウンセリングの必要性
留意すること	<ul style="list-style-type: none"> ・再発の潜在化 ・PTSD、自殺危険度のアセスメント

○いじめている児童への対応

教師の対応	毅然とした態度で対応
伝えること	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめは決して許されない行為であること ・いじめられた側の心の痛みに配慮する ・自分の行為が重大な結果につながっているということ
確認すること	<ul style="list-style-type: none"> ・反省の意思 ・カウンセリングの必要性
留意すること	<ul style="list-style-type: none"> ・加害者の心理的背景 ・加害者が被害者である可能性

○周囲の児童への対応

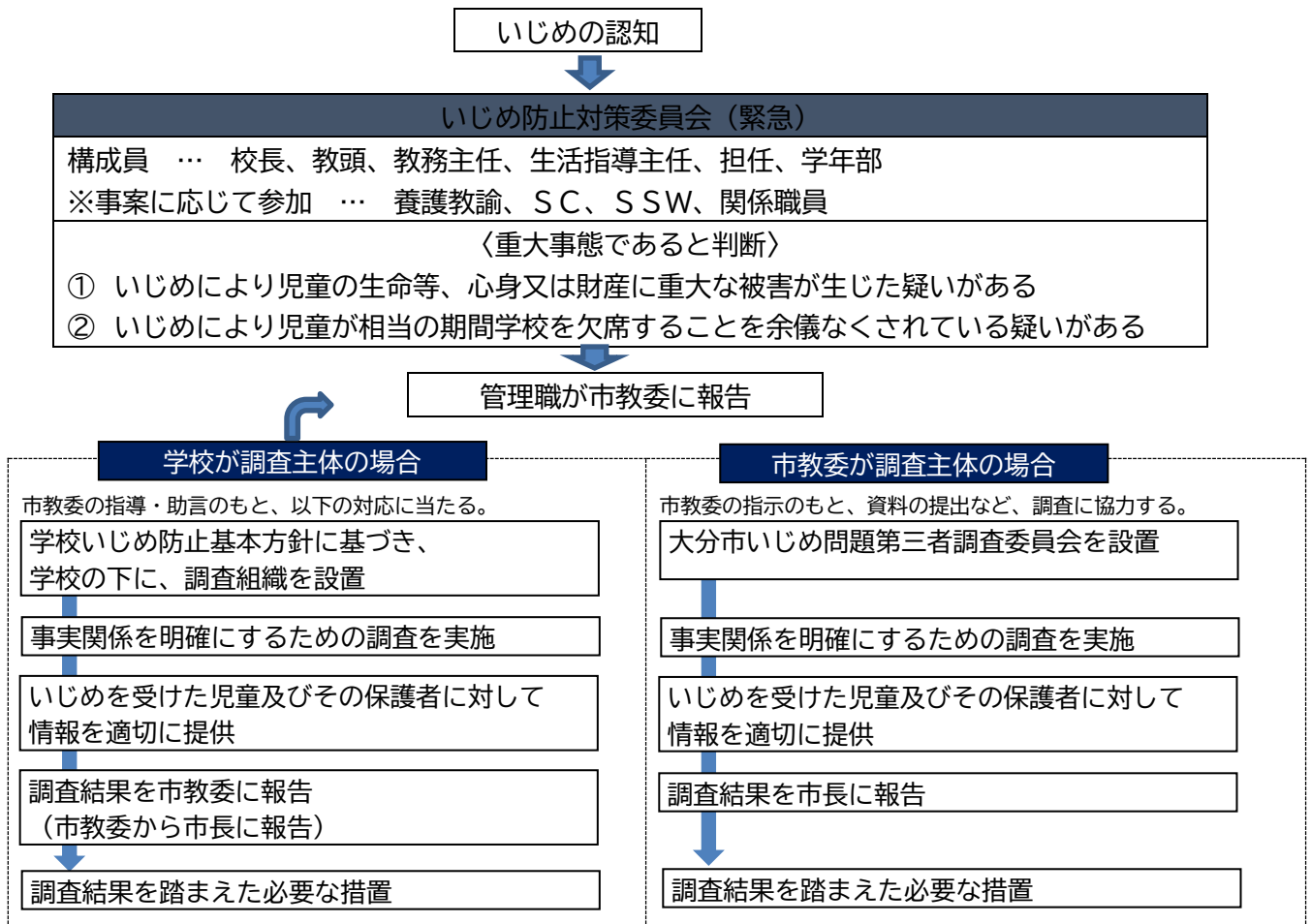
教師の対応	みんなを守るという姿勢で対応
伝えること	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめられた側の心の痛みに配慮すること ・いじめを認知した時に、大人に通知する勇気の大切さ ・プライバシーの保護（ネットでの拡散の危険性）
確認すること	<ul style="list-style-type: none"> ・カウンセリングの必要性
留意すること	<ul style="list-style-type: none"> ・観衆、傍観者も加害者になるということ

○保護者への対応

教師の対応	家庭訪問により、迅速に事実を伝える
伝えること	<ul style="list-style-type: none"> ・学校として守り通すことや秘密を守ること ・事案に対しての正確な情報を伝え、継続的な支援・助言を行うこと ・連携して今後の対応を適切に行えるように協力を求めること
確認すること	<ul style="list-style-type: none"> ・該当児童の安全を確保すること
留意すること	<ul style="list-style-type: none"> ・児童にとって信頼できる人と連携して、寄り添い支える体制をつくること ・プライバシーには十分に留意して対応していくこと

5. 重大事態への対応

- (1) 「重大事態」とは…
「いじめにより児童の生命等、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」
「いじめにより児童が相当の期間学校を欠席する（30日を目安）ことを余儀なくされている疑いがあると認めるとき」
- (2) 重大事態を認知した場合、直ちに教育委員会に発生の報告を行う。
- (3) 教育委員会の指導・支援のもと以下の対応にあたる。
- ① 学校の下に、重大事態の調査組織を設置する。
 - ② 調査組織で、事実関係を明確にするための調査を実施する。
 - ③ いじめを受けた児童及びその保護者に対しての情報を適切に提供する。
 - ④ 調査結果を学校の設置者に報告する。
 - ⑤ 調査結果を踏まえた必要な措置を行う。
- (4) 重大事態対応の流れ



6. ネットいじめの対応

(1) 基本的な考え方

児童の生命、身体または財産に重大な被害が生じるおそれがある場合は、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。

- ◎ ネット上の不適切な書き込み等については、被害の拡大を避けるため、直ちに削除する措置をとる。
- ◎ 名誉毀損やプライバシー侵害等があった場合、プロバイダに対して速やかに削除を求める。
- ◎ 早期発見の観点から、市教委や関係諸機関と連携し、学校ネットパトロールを実施することにより、ネット上のトラブルの早期発見に努める。
- ◎ 必要に応じて法務局・地方法務局など関係機関の協力を求める。
- ◎ 学校における情報モラル教育を進める。
- ◎ 保護者においても使用状況について十分注意を払うよう理解を求めていく。

(2) ネットいじめの問題点

- ① 不特定多数の者から、誹謗・中傷が絶え間なく集中的に行われ、また、匿名性が高いことから、被害が短期間で極めて深刻なものとなる。
- ② 安易な書き込みが行われた結果、子どもが簡単に被害者にも加害者にもなる。
- ③ インターネット上に掲載された個人情報や画像は、情報の加工が容易にできることから、個人情報や画像がネット上に流出し、それらが悪用されやすい。
- ④ 身近な大人が、児童の携帯端末やインターネットの利用の実態を十分に把握しにくく、『ネット上のいじめ』を発見することが難しいため、その実態を把握し対策を講じることが困難である。

(3) ネットいじめの未然防止・早期発見

- ① 教職員の日頃の情報交換
- ② 児童のサインや情報をキャッチする。
- ③ 情報モラル教育の充実
- ④ 保護者と連携した啓発活動
- ⑤ 教育相談の充実

(4) ネットいじめの具体的対応

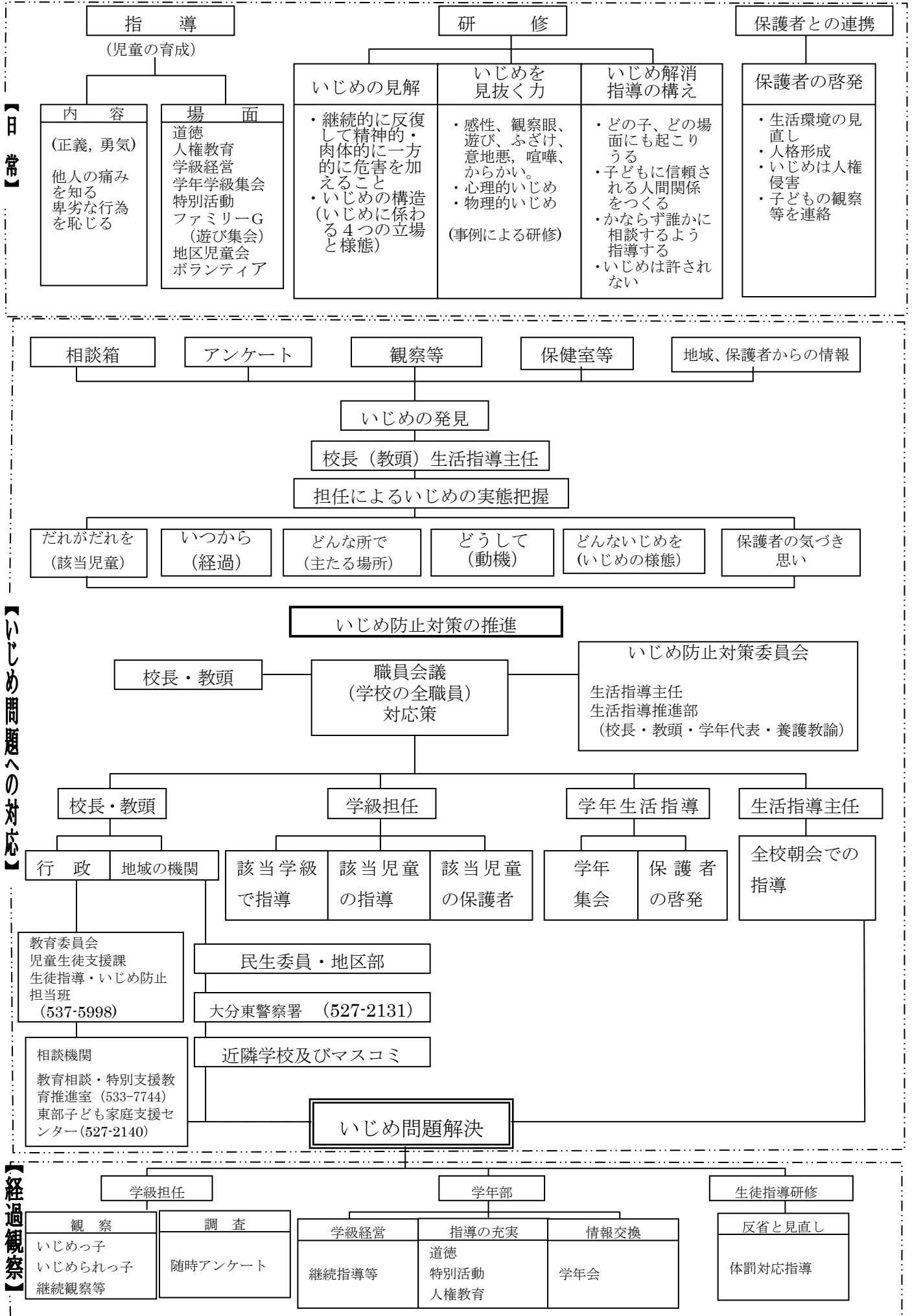
- ① 指導のポイント
 - 指導にあたっては基本的には他のいじめ事案と同様の取り扱いとする。
 - 事実であっても誹謗中傷を書き込むことは、決して許される行為ではないこと。
 - 匿名で書き込みをしても、書き込みを行った個人は必ず特定されること。
- ② 児童への対応
 - 被害児童に対してきめ細やかなケアを行い、いじめられた児童を守り通すことが重要。
 - 加害児童自身がいじめに遭っていた事例もあることから、起こった背景や事情について、詳細に調べるなど適切な対応をする。また、十分な配慮のもとで粘り強い指導を行う。
 - 個人情報保護など十分な配慮のもとで、全校児童への指導を行う。
- ③ 保護者への対応
 - 迅速に連絡し、家庭訪問を行うなどして学校の指導方針を説明し、相談しながら対応する。書き込みや画像の削除等の具体的な対応方法を助言し、協力して取り組む。
- ④ 書き込みのサイトへの削除依頼
 - サイトを確認し、削除依頼方法を調べる。削除したい箇所を具体的に指定し、運営会社や管理者に連絡する。必要に応じて相談機関や専門機関との連携も検討する。
- ⑤ 侵害や犯罪、法律違反など、事案によっては、警察等の専門的な機関と連携して対応していく。

7. 保存について

- ・ 随時記録を残すとともに、関係文書の保存にあたっては、当該児童が卒業後5年間保存する。

8. いじめ・不登校対応マニュアル

いじめ防止対策指導及び組織図



重大事態対応フロー図(学校)

いじめ問題解決委員会

